



2024年7月23日

各 位

会社名 住友商事株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 上野 真吾
(コード番号：8053、東証プライム)
問合せ先 広報部長 長澤 修一
(TEL 03-6285-3100)

取締役及び執行役員に対する譲渡制限付業績連動型株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2024年7月23日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付業績連動型株式報酬として新株式発行（以下「本新株発行」）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年8月22日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 304,800株
(3) 発行価額	1株につき 3,937円
(4) 発行総額	1,199,997,600円
(5) 割当予定先	取締役（※） 5名 119,400株 執行役員 18名 185,400株 ※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年より当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」）及び執行役員（取締役である執行役員を除き、対象取締役と併せて以下「対象役員」）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を進めるというそれまでの株式報酬の目的を更に推し進めることを目的に、対象役員を対象とする新たな報酬制度として、それまでの「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」を一本化した譲渡制限付業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」）を導入しており、2021年6月17日開催の第153期定時株主総会において、本制度に係る現物出資財産とするための金銭報酬債権として、対象取締役に対して①支給される金銭報酬債権の総額を年額650百万円以内とすること及び②本制度に基づき発行又は処分される当社普通株式の総数を年30万株以内とすることにつき、承認を得ております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

a. 概要

本制度は、対象取締役の役務提供期間（各年の定時株主総会終結時からその翌年の定時株主総会終結時までの期間）の開始月（各年の定時株主総会の日属する月）から3年間を評価期間とし、対象役員に対して、評価期間における当社株式成長率に応じて算定された数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付する業績連動型の株式報酬制度です。各対象役員に交付する当社普通株式の数は、以下の算定式に従って決定します。

b. 報酬等の上限

対象取締役に交付する株式数は年間で合計30万株以内とし、支給する金銭報酬債権の総額は年額で合計650百万円以内とします。対象役員に交付する株式数は年間で合計110万株以内とし、支給する金銭報酬債権の総額は年額で合計2,600百万円以内とします。なお、具体的な支給時期及び配分については、当該上限株数・上限金額の範囲内で、当社の取締役会において決定することといたします。

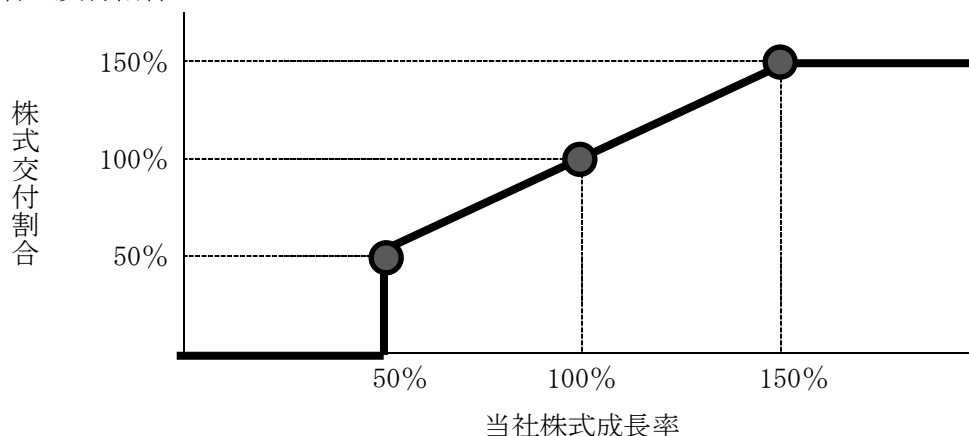
<算定式>

交付株式数	=	基準交付株式数	×	株式交付割合
基準交付株式数	:	当社取締役会において対象役員毎に決定		
株式交付割合	:	① 当社株式成長率が 50%未満の場合	:	0%
(以下グラフ参照)		② 当社株式成長率が 50%以上 150%以下 の場合	:	当該当社株式成長率
		③ 当社株式成長率が 150%を超える場合	:	150%

$$\text{当社株式成長率} = \frac{(B + C) \div A}{E \div D}$$

- A: 評価期間開始月（当年6月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値
- B: 評価期間終了月（3年後の6月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値
- C: 評価期間中の剰余金の配当に係る当社普通株式1株当たり配当総額
- D: 評価期間開始月（当年6月）のTOPIXの単純平均値
- E: 評価期間終了月（3年後の6月）のTOPIXの単純平均値

<株式交付割合>



本新株発行は、本制度に基づき、2021年6月から2024年6月までの評価期間における当社株式成長率に応じて、当社が対象役員（2021年6月の定時株主総会の終結時点において対象役員であった者）に支給した金銭報酬債権の現物出資と引換えに、対象役員に当社普通株式を発行するために、2024年7月23日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本新株発行は、2021年6月の定時株主総会の終結時点において対象役員であった者のうち、①取締役であった者については2021年6月17日（第153期定時株主総会の日）から2022年6月23日（第154期定時株主総会の日）までの期間、②執行役員であった者については原則として2021年4月1日から2022年3月31日までの期間の役務提供の対価として支給するものです。既に退任した対象役員については、上記上限金額の範囲内で、本新株発行に代えて、当該期間の役務提供に応じた当社取締役会が合理的に定めた額の金銭を支給します。また、対象役員に対して支給する金銭報酬債権1,199,997,600円及び発行する304,800株（以下「本割当株式」）のうち、2021年6月の定時株主総会の終結時点において対象取締役であった者に対する支給及び発行分はそれぞれ264,566,400円及び67,200株です。

<譲渡制限等の概要>

本新株発行に関し、当社と対象役員との間の個別の割当契約における譲渡制限等の概要は、以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象役員は、払込期日である2024年8月22日から当社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間の満了時（退任直後の時点）をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、法令、社内規則又は割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座におい

て管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年7月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,937円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上